



6月7日～13日

危険物安全週間

暑さ対策の冷却スプレーに  
引火しやけど!?

昨年7月に、大阪府内で暑さ対策に使用する冷却スプレーを体に吹き付け、その後タバコを吸ったためライターを使用したところ、体に火がつきやけどを負うという火災が発生しました。このような冷却スプレーをはじめ、私たちの身の回りにおける殺虫用のスプレー缶には、噴射剤として危険物が使用されています。



危険物といえばガソリンや灯油などが思われますが、もつと身近に危険物があることを忘れないでください。

これからの時季、気温の上昇とともに気化ガスに引火しやすくなり、火災危険が高まるので注意してください。

この週を契機に、生活に欠かせない危険物の怖さを、今一度考えて頂きますようお願いいたします。

【危険物取扱者保安講習会】

日時 7月24日(金)

午後1時30分～5時

場所 泉州南広域消防本部(りんくう往来北1番地の20)

対象 次のいずれかに該当する危険物取扱者免状取得者

● 継続して危険物取扱作業に従事している：前回の講習受講後の最初の4月1日から3年以内

● 新たに危険物取扱作業に従事する：従事する日から1年以内(従事する日から過去2年以内)

に免状を取得または講習を受講している場合は、その日以降の最初の4月1日から3年以内

定員 160人(先着順)

受講料 4,700円

申込 最寄りの消防署に設置の申込書に必要事項を記入し、郵送で☎550・0013 大阪市西区新町1丁目4番26号ニツケ四ツ橋ビル6階(公財)大阪府危険物安全協会へ

※協会のホームページからも申

込できます。

問合先 泉州南広域消防本部

予防課 (☎469・0886 Fax 460・2119)

おめでとございます

叙勲・憲法記念日知事表彰

市内の次のみなさんが受章・表彰されました。(順不同、敬称略)

【叙勲・褒章】 4月29日付発令

● 旭日中級章

山下 清次(地方自治功勞)

● 瑞宝双光章

谷口 房三(地方自治功勞)

【憲法記念日知事表彰】 5月3日付発令

● 公共関係功勞者

勝間 富士男(府政関係)

● 公共関係功勞者

松下 義彦(市町村関係)

● 公共関係功勞者

田端 清正(福祉関係)

問合先 秘書課

賞状



6月は

外国人労働者問題啓発月間

ルールを守った適正な雇用確保を図るため、6月を外国人労働者問題啓発月間として、広くお知らせしています。

事業主の人は、外国人の適正雇用にご協力をお願いします。

問合先 泉佐野市・熊取町・田尻町国際交流協議会(泉佐野警察署内 ☎464・1234)、大阪入国管理局 関西空港支局(☎455・1453)

外国人労働者問題啓発月間

啓発月間

啓発月間

啓発月間

啓発月間

かんくうNEWS

問合先 新関西国際空港(株) 広報グループ (☎455-2201) ホームページ <http://www.kansai-airport.or.jp/>

■この夏、関西国際空港の国内線がますます充実!

例年好評をいただいているANAの関西＝女満別線、旭川線への直行便が9月30日(水)まで運航しております。関西空港から雄大な台地が広がる北海道までひとつ飛びです。世界遺産の知床へは女満別空港、ラベンダー畑や田園風景の美しい美瑛、富良野へは旭川空港のご利用が便利です。

また、今年はANAとして約9年ぶりに沖縄・宮古島への直行便も9月30日(水)まで運航しています。

さらに、フジドリームエアラインズが、6月～7月にかけて関西空港に初のチャーター便の就航を決定、北海道の稚内と中標津へのチャーター便が設定されています。



2015年夏は、ますます便利な関西国際空港の国内線をご利用ください。



7月は強調月間

社会を明るくする運動

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

「社会を明るくする運動」(社明運動)は、すべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くための全国的な運動です。

強調月間には、泉佐野市・熊取町・田尻町の関係団体で組織する、泉佐野保護区推進委員会を中心にさまざまな取組が行われ、青少年の非行防止と更生の援助を行い、犯罪のない明るい社会を築くため、地域に理解と協力の輪が広がるように呼びかけています。

**【第65回泉佐野保護区社明大会】**  
**日時** 7月4日(土)午後1時～(受付:0時30分)

**場所** エブノ泉の森小ホール  
**内容**

- 新池中学校吹奏楽部の演奏
- 第一部 式典、社明作文発表
- 第二部 講演会「大人たちよ、子どもに今こそ語ろう」 桑原征平さん(フリーアナウンサー)
- 定員 450人(先着順)

問合せ先 障害福祉総務課

※申込不要、参加無料



▲桑原征平さん

小・中学校

使用教科書展示会

市教育委員会では、市立小・中学校で使用中的の教科書や来年度使用予定の教科書(見本品)を展示しています。 ※申込不要  
**日時** 6月19日(金)～7月8日(水) (土・日曜日を除く)  
 午前10時30分～午後3時

**場所** 泉佐野市教科書センター(大西1丁目16番5号 教育支援センター)「さわやかルーム」内  
**問合せ先** 学校教育課  
 ☎462-8730

安全で安心なまち大阪の実現に向けて

平成26年中の府内の街頭犯罪の認知件数は73,537件で、ひたたくりについては、ピーク時(平成12年)と比較して約8分の1まで減少しました。(数値は確定値)

※街頭犯罪とは、ひたたくり、路上強盗・オートバイ盗・車上ねらい・部品ねらい・自動車盗・自転車盗の7手口をいいます。

- ひたたくり被害を防ぐには:
- 自転車の前かごに「ひたたくり防止カバー」を付ける
  - バッグは車道と反対側にしっかり持ち
  - バッグを持っている側のスペースをなくす

- 車上ねらい・部品ねらい被害を防ぐには:
- 「車内をからっぽ」にする
  - 防犯照明・防犯カメラなど防犯設備の整った駐車場に停める
  - 警報装置やカーナビ・ナンバープレートの盗難防止ネジなどの盗難防止対策をする

- 自転車盗被害を防ぐには:
- 短時間であっても鍵をかける
  - シリンダーキーなど防犯性能の高い鍵をつける
  - ワイヤ錠などで二重ロックをする

- 路上駐輪はやめる
- 防犯登録をする

**問合せ先** 府治安対策課  
 ☎06-6941-0351



青少年指導者講習会

青少年を指導するための基礎知識や技能を習得する講習会を行います。

| 日時・場所                                   | 内容・講師                                                            |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 6月18日(木) 午後7時～9時・青少年課内プレイルーム            | ● 開講式<br>● 「ゲーム指導について」・大阪府レクリエーション協会                             |
| 6月21日(日) 午前10時～午後3時・稲倉青少年野外活動センター ※雨天決行 | ● 「野外料理にチャレンジ」・大阪府レクリエーション協会<br>持ち物 スリッパや室内用靴、タオル、ふきん、軍手、カッパなど雨具 |
| 6月30日(火) 午後6時～9時・市場消防署(市役所前)            | ● 「救急法講習」・市場消防署救急隊員<br>● 閉講式                                     |

**対象** 青少年育成指導者、子ども会指導者、グループ活動のリーダーおよび青少年活動を志す16歳以上の市内在住・在勤者

**材料費** (6月21日のみ) 1,000円

**申込・問合せ先** 6月10日(水)までに学校教育課へ

6月より受付開始

平成27年度 子育て世帯臨時特例給付金

今年度に限り実施する「子育て世帯臨時特例給付金の申請」と「平成27年度 児童手当現況届の提出」を同時に申請ができます。子育て世帯臨時特例給付金申請書は児童手当現況届(5月末に発送予定)と一体となった様式ですので、併せて記入してください。 ※公務員は勤務先から申請書が配布されますので、基準日時点で住民票のある市区町村へ別途申請してください。

**申請期間** 6月1日(月)～12月1日(火)

**基準日** 5月31日

**支給対象** 基準日における6月分の児童手当(特例給付除く)の受給者および要件を満たす人

**対象児童** 支給対象者の平成27年6月分児童手当(特例給付除く)の対象児童(臨時福祉給付金対象者含む)

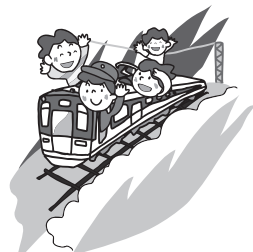
**支給額** 対象児童1人につき3,000円(1回限りの支給です)

**振込予定日** 10月以降

(支給決定通知送付予定)

**問合せ先** 子育て支援課または厚生労働省専用ダイヤル(☎0570-037-192)

※振り込み詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。



## 市民後見人養成講座

### オリエンテーション

市民後見人養成講座受講のため  
のオリエンテーションです。  
「市民後見人」は、判断能力が  
不十分な人の生活を、法律の枠  
にとらわれない「市民という専  
門性」で支援し、誰もが地域で  
安心して暮らすことをめざす地  
域福祉活動を行う人です。社会  
貢献への意欲と熱意がある人や  
「市民後見つてどんなことをす  
るの?」と関心のある人は、ぜ  
ひ参加してください。

**日時** 6月20日(土)

午後2時～4時30分

**場所** 田尻町立公民館 1階大  
ホール (田尻町嘉祥寺1120  
番2)

**内容** 成年後見制度の概要と市  
民後見人の役割、市民後見人活  
動の紹介、市民後見人養成講座  
について

**定員** 100人(先着順)

**申込** 大阪府社会福祉協議会  
ホームページ (<http://www.osakatsukyakyokyo.or.jp/>) また  
は高齢介護課で申込書を手し  
FAXまたはeメールで大阪府  
社会福祉協議会 大阪後見支援  
センターへ (Fax 06・6764・  
7811 e-mail koken@pearl.

ocr.ne.jp)

**問合先** 高齢介護課

※受講無料。駐車場(ふれ愛セ  
ンター内)は、数に限りがあり  
ますので、公共交通機関でお越  
しください。



▲平成26年度の養成講座修了者

## 犬・猫の不妊・去勢手術 料金の一部を助成します

保健センターでは、7月より  
狂犬病予防法に基づく犬の登録  
および狂犬病予防注射の接種の  
向上、犬や猫による生活環境被  
害の改善を目的として、犬・猫  
の不妊・去勢手術料金の一部を  
助成します。

### 注意事項

- 手術を受ける前に、申請が必  
要です。すでに終わった手術は、  
対象になりません。
- 獣医療法第三条に基づき開設  
の届出をしている大阪府内の診

療施設での手術が対象です。

- 申請手続きに犬・猫を同行さ  
せる必要はありません。
- 助成数には限りがあります。
- 申請・問合先 手術前に所定の  
申請書に必要事項を記入し、直  
接保健センター(☎4633・6  
001)へ
- 助成金額など詳しくは、ホーム  
ページをご覧ください。保健セ  
ンターへ問い合わせください。

## 生ごみ処理機の購入助成

家庭用生ごみ減量化等処理機  
器の購入費用を一部助成します。

**対象** 次のすべてに該当する

- 助成対象の機器である(購入  
前に環境衛生課で確認してくだ  
さい)
- 購入後1年以内である
- 世帯員全員が市税を完納して  
いる(交付前に審査あり)
- 以前に助成を受けたことがあ  
る場合は、前回から5年以上経  
過している

**助成額** 購入金額(消費税およ  
び地方消費税含む)の2分の1  
※千円未満の端数は切り捨て、  
上限は3万円

**申請・問合先** 所定の用紙に記  
入し、購入金額が分かる領収書  
などの必要書類を添えて環境衛

生課へ

※申請書・要綱などは環境衛生  
課ホームページ ([http://www.city.izumisano.lg.jp/kakukai/seikatsu/kankyo/menu/gomisori/namagomi\\_shoriki\\_josei.html](http://www.city.izumisano.lg.jp/kakukai/seikatsu/kankyo/menu/gomisori/namagomi_shoriki_josei.html)) からダウンロード  
ください。



## 赤十字運動月間

日本赤十字社は、日本赤十字  
社法という法律に基づいて設置  
された法人で、赤十字の理念に  
基づき、国内災害救援、国際活  
動、医療事業、血液事業、そし  
て社会福祉活動などの幅広い人  
道的活動を展開しています。

このような活動を迅速かつ機  
動的に展開するための財源は、  
みなさんの募金により支えられ  
ています。赤十字の理念や活動  
にご理解ご協力をお願いします。

**問合先** 障害福祉総務課

## 情報公開制度・個人情報保護制度

問合先 総務課

開かれた市政の実現のため、市政に関する情報を公開する「情報公開制度」と、基本的人権を守るため、市の保有する市民のみなさんの個人情報を本人に対して開示する「個人情報保護制度」を運用しています。

### 【平成26年度 運用状況】

(単位:件)

| 情報公開請求   | 全部公開 | 部分公開 | 非公開 | 不存在 | 取下げ |
|----------|------|------|-----|-----|-----|
| 合計26     | 6    | 14   | 2   | 3   | 1   |
| 個人情報開示請求 | 全部開示 | 部分開示 | 非開示 | 不存在 | 取下げ |
| 合計9      | 6    | 3    | —   | —   | —   |

- 情報公開請求についての不服申立: 0件
- 個人情報開示請求についての不服申立: 0件
- 個人情報の誤りの訂正を求める「訂正の請求」: 0件
- 個人情報の記録の削除を求める「削除の請求」: 0件
- 個人情報の利用の停止を求める「利用停止の請求」: 0件
- 市が実施する個人情報取扱事務: 613件

### 【情報公開コーナー】

制度運用状況の詳細、行政資料の閲覧・コピー、知りた  
い情報の相談などにご利用ください。

※申込不要、利用無料(コピー機の使用は要実費)

**場所** 市役所 2階エレベーター前

**食中毒は**

**家庭でも発生します**

食中毒といえば、飲食店での食事が原因と思われるがちですが、毎日食べている家庭の食事で発生しています。

家庭での発生では症状が軽いと、かぜや寝冷えなどと思われがちで、食中毒と気づかない例もあります。食中毒予防の3原則は、食中毒菌を「つけない・増やさない・やっつける」です。

**「食材の仕分け」**

調理の前後は必ず手洗いをする。また、買い物をした後や冷蔵庫内では、食品の肉汁や魚などの水分が漏れないようにビニール袋などにそれぞれ分けて包む。

**●増やさない基本は「常温で長時間放置しない」**

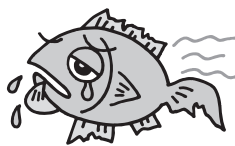
購入したらすぐに持ち帰り、冷蔵庫や冷凍庫に入れる。

**●やっつける基本は「加熱」**

肉などは、中までしっかりと熱を通す。

**問合先**

保健センター（☎463・6001）



**野外焼却（野焼き）は**

**禁止です**

野外焼却の煙による悪臭などの苦情が数多く寄せられています。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、例外を除き「何人も廃棄物を焼却してはならない」となっています。

よりよい環境づくりにみなさんのご協力をお願いします。

**「例外的に認められる場合」**

●震災、風水害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要

●風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要

●農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないもの

●たき火など日常生活を営むうえで通常行われる草木などの焼却で、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微

※例外的に認められた野外焼却を行うときでも、極力少量にとどめ、風の向き・強さ、時間帯などに十分配慮してください。

周辺の生活環境などに影響を及ぼす恐れがあるときは、行政指導の対象となります。

**問合先**

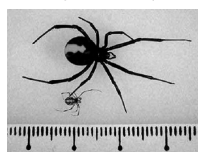
環境衛生課

**セアカゴケグモに注意!!**

セアカゴケグモは市全域に生息しています。庭に置いていたサンダルなどを履いたときに咬まれた事例がよく報告されています。被害に遭わないよう十分に注意してください。

**生息場所**

日当たりが良く暖かい、昆虫などのエサが豊富にある、巣を張るすき間があるなど（排水溝、集水マス付近、花壇、プランターのすき間、庭においてあるもの、エアコンの室外機、団地やマンションの階段の隅、墓石の周りなど）



※4〜11月ごろ活発に活動し、巣には枯葉や虫の残がいなどがたくさん付いています。

**防除方法**

生息しそうな場所を日ごろから掃除し、巣を見つけたら棒などで取り除く。排水路は水を流して掃除する。

**駆除方法**

市販のゴキブリ用殺虫剤を噴射したあと踏み潰す。また、卵のうも踏み潰す。作業時は軍手などを着け、素手では絶対に行わない。（薄手のビニール製手袋

も適しません）

**咬まれたときの症状**

数分〜数十分後に我慢できないほどの強い痛みがあります。普通は数日〜1週間で回復しますが、高齢者や子ども、体調の悪い人は重症化し、痛みが全身に広がり、嘔吐や筋肉のけいれんなどの症状がでることもあります。

**咬まれたときの処置**

●すぐに医療機関を受診する（止血の必要はありません）  
●咬まれ駆除したクモがある場合

合は、医療機関へ持参する  
●受診後、泉佐野保健所（☎464・9688）に連絡する  
**問合先** 環境衛生課



**フンの放置は条例違反です**

問合先 環境衛生課

犬を散歩させるとき、ほとんどの飼い主の人はフンを持ち帰っていますが、なかにはそのまま路上に放置したり、回収したフンの袋をよその生ごみ置場に放置したりして、周辺の人にはたいへんな迷惑となっています。フンを持ち帰るのは飼い主の責任です。また、フンの放置はポイ捨てと同じく泉佐野市環境美化推進条例で禁止されており、違反者には過料が科されることがあります。必ず持ち帰るようにしましょう。



また、野良猫のフン尿や鳴き声は、周辺の人にはたいへん苦痛です。みだりに餌やりを行うのはやめましょう。



犬や猫などのペットのフンは、古新聞などで包んだあとビニール袋に入れて、少量であれば可燃ごみとして処理できます。週2回の可燃ごみの日に、必ずご自宅の生ごみと一緒に市指定袋に入れて出してください。マナーを守り、みなさんの協力で清潔なまちをつくりましょう。